

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県議会の考え方(対応方針)

「山梨県県産木材利用促進条例(仮称)」(骨子)

No	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方 (対応方針)
1	前文	<p>記述が、林業、木材産業、県土保全など、多岐の内容にわたって記述されているため、当該条例の主旨である「木材利用促進のための条例」だということが分かりにくくなっているように思います。</p> <p>例えば、「県等が率先して公共施設等への県産材需要をけん引していく。」など、県産材需要拡大による林業・木材産業の振興について、更なる具体的な記述が成されるようご検討をお願いいたします。</p>	1	<p>(反映困難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の前文には、一般的に、その条例を制定するに至った背景・理由を大局的に述べる役割と、県民の決意を示す役割があります。 ・この点を踏まえ、本条例では、森林の持つ多面的機能について包括的に言及しているものであります。 ・ご指摘のような具体的事項、内容等については、各条項に規定しているほか、本条例に基づき知事が策定する基本方針において検討される事項と考えます。
2	9 県の建築物等における利用	<p>「県は、・・・原則として木造とするものとする。」という記述ですが、文章の途中に例外の説明が挿入されているため、分かりにくい文章になっているように思います。</p> <p>「県は、その設置又は管理に係る公用施設又は公共施設である建築物を自ら整備しようとする時は、原則として木造とするものとする。但し・・・」とした方が、一般県民には分かりやすい文章になると思います。</p> <p>更に、踏み込ませていただくなら、「中低層の建築物については、原則として木造」の記述を検討して頂ければ幸いです。</p>	1	<p>(反映困難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9は「原則、木造とするものとする。」というところに重きを置いて規定したものであり、ご意見のような規定とした場合、但書以下がより強調されたものとなることから、原案の記述といたしました。 ・具体的にどのような公共建築物を木造とするかについては、技術的な見地から慎重に検討を加え、本条例に基づき知事が策定する基本方針に記述していくことが適当と考えます。